

SA SALES UPDATE

18MAY2015

Issue no: 050

Issued by South African Airways

Tel: (03) 3470-1901 / Reservation
(03) 3470-1905 / Sales - Ono
(03) 3470-1907 / Sales - Goto
Fax: (03) 3470-1904
HP: www.flysaa.com

南アフリカ共和国 出入国管理法の改正 18歳未満の旅行者の出入国に係る書類提示義務について

SA SALES UPDATE Issue no.42にてご案内しておりました通り、2015年6月1日より南アフリカ共和国 出入国管理法が改正されます。

これに伴い、2015年6月1日以降に南アフリカ共和国に出入国する18歳未満の全旅客に対し、下記書類の提出が義務付けられますのでご注意ください。

- (1) 18歳未満の旅行者を両親が同伴する場合
 - ・ 戸籍謄(抄)本 または 出生受理証明書
- (2) 18歳未満の旅行者を片方の親が同伴する場合
 - ・ 戸籍謄(抄)本 または 出生受理証明書
 - ・ 当該児が同伴する片方の親とともに南アフリカ共和国に出入国することに同意する、もう一人の親からの宣誓供述書
 - ・ 同伴者が片方の親あるいは法的後見人である場合は、その者が当該児の親権を付与されていることを示す裁判所命令
 - ・ もう一人の親が死亡している場合は死亡証明書
- (3) 18歳未満の旅行者を第三者が同伴する場合
 - ・ 戸籍謄(抄)本 または 出生受理証明書
 - ・ 当該児の両親、または、法的後見人から南アフリカ共和国に出入国することに同意する宣誓供述書
 - ・ 当該児の両親、または、法的後見人の身分証明書もしくはパスポートの写しと連絡先
- (4) 大人が同伴しない18歳未満のひとり旅(UMNR)の場合
 - ・ 当該児が出入国することを同意する両親、片親あるいは法定後見人の宣誓供述書、宣誓供述書が当該児の片親あるいは法定後見人によって作成されている場合は、その者が当該児に関する全ての親権と全責任を付与されていることを示す裁判所命令
 - ・ 当該児が滞在する住所、連絡先情報を含む南アフリカ共和国側の身元引受人のレター
 - ・ 当該児の身元引受人の身分証明書あるいは有効なパスポート、ビザ、滞在許可書の写し
 - ・ 当該児の両親あるいは法的保護者の連絡先

(5) 備考

- ・ 戸籍謄(抄)本、出生受理証明書は、公証役場で承認を得た英訳版の添付が必要です
また、宣誓供述書は作成後、公証役場 または 在日南アフリカ大使館での署名が必要です
事前に大使館、公証役場にご相談ください
- ・ 宣誓供述書の有効期間は発行日から4ヶ月とします
- ・ 南アフリカ共和国に入国する際、パスポートの余白2ページが必要となりますのでご注意ください
- ・ トランジットビザを必要とせず、南アフリカを経由する旅客には適用されません
- ・ 2015年6月1日以前に旅行を開始した旅客は、旅行開始から4ヶ月以内に復路便に搭乗する場合に限り適用除外となります

ご注意

ご案内の内容は変更される場合もございますので予めご了承下さい。

以上